

(3) 届出対象の施設（誘導施設）

届出対象となる施設（誘導施設）は次のとおりです。

◆各都市機能誘導区域における誘導施設

機能	No.	誘導施設	施設の定義	都市機能誘導区域内		
				中心拠点	生活拠点	
				中心市街地エリア	具同市街地エリア	古津賀市街地エリア
行政	1	市役所本庁舎	・ 地方自治法第4条第1項に定める事務所	●	-	-
地域福祉	2	社会福祉センター（社会福祉協議会）	・ 社会福祉法第109条に定める団体の事務所が置かれている施設（支所は除く）	●	-	-
	3	地域包括支援センター	・ 介護保険法第115条の46第1項に定める施設	●	-	-
	4	在宅福祉サービス施設（通所） ※行政が運営する施設	・ 在宅高齢者や障がい者に対して、通所による在宅福祉サービスを提供する施設であり、かつ行政が運営する施設	●	-	-
子育て	5	保育所・認定こども園	・ 児童福祉法第39条第1項に定める保育所 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園	◎	◎	●
	6	子育て支援センター	・ 児童福祉法第6条の3第6項に定める事業を行う施設で行政が運営する施設	●	◎	-
商業	7	スーパー等の大型商業施設 ※店舗面積1,000㎡以上	・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗	●	●	●
	8	直販所（物産センターなど） ※店舗面積500㎡以上	・ 生産者が自ら生産した農産物等を生産者又は生産者のグループが販売するために開設した施設（無人、移動販売除く）	●	▲	▲
医療	9	病院（20床以上）	・ 医療法第1条の5第1項に定める施設	●	●	▲
金融	10	銀行・信用金庫（本店・支店）	・ 銀行法、信用金庫法に定める施設（ATM単独施設は除く）	●	●	▲
	11	郵便局（旧本局） ※ゆうゆう窓口のある郵便局	・ 日本郵便株式会社法に定める施設	●	-	-
	12	農業協同組合（幡多地区本部）	・ 農業協同組合法に基づく法人が運営する施設	●	-	-
教育文化	13	図書館	・ 図書館法第2条第1項に定める図書館	●	-	-
	14	地域交流センター（文化複合施設）	・ 都市再生整備計画の基幹事業「高次都市施設」として定める「地域交流センター」	◎	-	-
	15	教育研究所	・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育機関	◎	-	-
防災	16	消防署（消防本部）	・ 消防組織法第10条第1項に定める施設	●	-	-

- ：誘導施設に設定する（現状立地している施設の維持を目指す）
- ◎：誘導施設に設定する（新設・建替えなど積極的な誘導を目指す）
- ▲：誘導施設に設定する（現状立地していないが、今後の誘導を目指す）
- ：誘導施設に設定しない（今後、必要に応じて誘導を検討する）